

令和5年5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ変更となりますが、季節性インフルエンザと同様に当面は感染対策の継続は必要と存じます。

これから、社会・経済活動がより一層活発化することと思いますが、市民の皆様には、特にも高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方が一緒の場面では、三密の回避、換気、手指衛生など国が有効とする基本的な感染予防対策について必要に応じた対応をお願いします。

なお、令和5年5月7日をもって、盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止となりますが、新たな感染症や災害などによる健康危機の発生に際しては、新型コロナ対応で培った経験や教訓を踏まえ、速やかに対応できるよう備えてまいります。

令和5年5月1日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（盛岡市長） 谷 藤 裕 明